

令和3年度

有期雇用職員採用希望者の登録受付要項

社会福祉法人
武蔵村山市社会福祉協議会

●有期雇用職員について

1年以内の雇用期間をもって、雇用する職員です。更新する場合は、年度を単位として更新します。

●有期雇用職員の登録について

本会が各事業の運営に必要な職員について、採用を希望するかたを事前に登録し、採用が必要となった場合に、登録者の中から採用を行うものです。

●登録を受け付ける職種

登録受付職種	標準的な勤務形態	採用時期	主な職務内容
係長、主査、センター長、管理者、園長	週4～5日	欠員が生じたとき随時	事務、事業、労務、施設管理等
一般事務員	週3～5日		一般事務全般
相談支援専門員	週5日		障害者地域自立生活支援センターでの利用者に対する相談援助等
支援員・補助支援員	週3～5日		身体障害者福祉センター、のぞみ福祉園での利用者の生活支援（入浴介護有）、就労支援等
送迎車両運転手	週3～5日		身体障害者福祉センター等の送迎車両の運転と送迎時の介助等、車輛管理等
保健師	週5日		地域包括支援センターにおける相談業務及びケアプランの作成
看護師	週3～5日		身体障害者福祉センター、のぞみ福祉園での利用者の健康状態確認、利用者支援
			地域包括支援センターにおける相談業務及びケアプランの作成
介護支援専門員	週5日		地域包括支援センターにおける相談業務及びケアプランの作成
社会福祉士			
栄養士	週5日		給食献立の作成、給食調理、利用者への栄養指導等
調理員	週3～5日		調理業務全般
生活支援員	本会が指定する日		福祉サービス利用援助事業の生活支援等に関する業務
相談員	週5日		権利擁護係における相談援助等に関する業務
受験生チャレンジ支援員	週5日	地域係における受験生チャレンジ支援事業の相談支援・貸付業務等	

●登録に当たって必要な資格

登録に当たっては、職種毎に次のいずれかの資格が必要になります。

職 種	必 要 な 資 格 等
係長、主査、センター長、 管理者、園長	管理業務経験者又は同等の実務経験者
相談支援専門員	保健師・社会福祉士・社会福祉主事任用資格・相談援助業務経験者 ・介護職員初任者研修・ホームヘルパー２級以上修了者で実務経験者 ※普通運転免許
看 護 師	看護師・准看護師
相談員、支援員	社会福祉士・介護福祉士・保健師・看護師・准看護師・保育士・教員の資格者・大学で心理学、教育学、社会福祉学又は社会学を修了した者・介護職員初任者研修・ホームヘルパー２級以上修了者、社会福祉事業に２年以上従事した者、相談・援助業務経験者 ※普通運転免許
補助支援員、生活支援員、 一般事務員、調理員	特に資格は必要ありません。
受験生チャレンジ支援員	相談援助業務経験者 ※普通運転免許
送迎車両運転手	普通運転免許(過去５年間に免許停止、取消し等の処分を受けていないこと)
保 健 師	保健師
介護支援専門員	介護支援専門員
社 会 福 祉 士	社会福祉士
栄 養 士	栄養士

●勤務施設(部門)について

配属先(施設・部門)	開 館 日 時
総務係、地域係、権利擁護係、のぞみ福祉園	土曜・日曜・祝日・年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分
身体障害者福祉センター	日曜・年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分
障害者地域自立生活支援センター、 南部地域包括支援センター	日曜・祝日・年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分

●賃金

賃金は、時間給により支給します。

職 種	賃 金 単 価	職 種	賃 金 単 価
係長、主査、センター長 管理者、園長	1, 3 3 0円	社会福祉士	1, 7 4 0円
一般事務員	1, 0 3 0円	介護支援専門員	1, 7 4 0円
相談支援専門員	1, 1 2 0円	栄 養 士	1, 2 9 0円
支 援 員	1, 0 6 0円	調 理 員	1, 0 3 0円
補助支援員	1, 0 2 0円	生活支援員	1, 0 6 0円
送迎車輛運転手	1, 1 2 0円	相 談 員	1, 1 2 0円
保 健 師	1, 7 4 0円	受験生チャレンジ 支援員	1, 0 6 0円
看 護 師	1, 8 6 0円 (包括) 1, 7 4 0円		

※賃金については、最低賃金法などにより変更になる場合があります。

●地域手当

地域手当は、賃金に対し職員の例により支給します。

●期末手当

期末手当は、基準日（6月1日及び12月1日）にそれぞれ在職し、1週間あたりの勤務時間の平均が20時間以上かつ基準日前6月以上の雇用期間がある有期雇用職員に対し支給します。

●通勤手当

通勤距離が片道2キロメートル以上の有期雇用職員に対し、下記の通勤手当を支給します。

※通勤距離とは、自宅から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短経路の距離をいう。

片道の通勤距離の区分	勤務1日当たりの単価	限度額
2キロメートル以上 5キロメートル未満	1 9 0円	3, 8 0 0円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	2 1 0円	4, 2 0 0円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	3 4 5円	6, 9 0 0円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	4 5 0円	9, 0 0 0円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	5 5 5円	1 1, 1 0 0円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	6 6 0円	1 3, 2 0 0円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	7 6 5円	1 5, 3 0 0円
35キロメートル以上	8 7 0円	1 7, 4 0 0円

●勤務時間

職種別の所定勤務時間については、面談等にて調整させていただきます。

●登録の方法

別紙、採用希望申込書に必要事項を記入の上、資格証明書(資格証、免許証、免状等)の写しを添えて、下記の本会事務局に提出してください。なお、条件を満たせば、1枚の申込書で同時に複数の職種の申込も可能です。

提出・問い合わせ先

〒208-8503 武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2F

社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会 福祉総務課 総務係

日曜・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分

TEL 042-566-0061(代) FAX 042-566-0253